

令和6年第1回定例会会議録

四市複合事務組合議会

令和6年第1回四市複合事務組合議会定例会会議録

◎議事日程

令和6年2月15日（木）

午後3時開議

諸般の報告（議員の失職、議案の選出、議案の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 新任議員の議席の指定の件

第2 会期決定の件

第3 副議長の選挙

第4 議案第1号 令和6年度四市複合事務組合予算

第5 議案第2号 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園移譲先法人選定委員会設置条例

第6 議案第3号 四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例）

第8 会議録署名議員の指名

.....

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後3時4分開会

○議長（成田忠志議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第1回四市複合事務組合議会定例会を開会いたします。

○議長（成田忠志議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（成田忠志議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

〔諸般の報告は巻末に掲載〕

○議長（成田忠志議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

また、日頃より四市複合事務組合の事業に対しまして深い御理解と御協力をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げます。

本日、御審議をお願いする案件につきましては、令和6年度四市複合事務組合予算などの4件でございます。議員各位におかれましては、この案件につきまして、御審議の上、御賛同くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、組合議員の皆様からいただきました御意見も踏まえまして、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園の社会福祉法人への移譲に向けた基本方針を昨年11月29日に策定いたしました。今回の議案には、この基本方針の下、皆様からの御意見にもありましたと

おり、よりよい移譲先法人の選定と円滑な移譲に取り組むため、その関係予算や移譲先法人選定委員会の設置条例なども含まれておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、組合議会並びに各関係市の皆様には、引き続き本組合の運営に対して様々な形で御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（成田忠志議員） ありがとうございます。

○議長（成田忠志議員） これより日程に入ります。

日程第1、新任議員の議席の指定を議題といたします。

議席は、お手元に配付した議席表のとおり指定いたします。

[議席表は巻末に掲載]

○議長（成田忠志議員） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

本選挙は指名推選の方法により行うこととし、議長が指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

副議長に中央重則議員を指名いたします。

中央重則議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（成田忠志議員） 御異議なしと認めます。

よって、中央重則議員が副議長に当選されました。

四市複合事務組合議会会議規則第31条第2項の規定により、中央重則議員に当選の告知をいたします。

○議長（成田忠志議員） 中央重則議員から当選の承諾及び挨拶があります。

○11番（中央重則議員） ただいま御推薦といたしまして、選出いただきました習志野市議会議員の中央でございます。四市については、この議会、あまりなじみがなかったんですけども、私、急遽代わりに参集させていただきますまして、副議長ということでございますので、議長を補佐して、何かあるときは当然のように一生懸命尽力を尽くしたいと思います。そういうことを含めて、どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（成田忠志議員） ありがとうございます。

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第4、議案第1号令和6年度四市複合事務組合予算から日程第6、議案第3号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の3議案を議題といたします。

[議案第1号ないし第3号は巻末に掲載]

○議長（成田忠志議員） 提出者から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（白土太） まず、議案第1号令和6年度四市複合事務組合予算につきまして、お手元の令和6年度四市複合事務組合予算書にて御説明させていただきます。

1ページをお開きください。

第1条では、令和6年度の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億5,920万6,000円を計上いたします。令和5年度予算19億7,306万1,000円に対し3億8,614万5,000円の増額となります。

第2条では、地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定めるものです。

それでは、令和6年度歳入歳出予算につきまして、7ページからの歳入歳出予算事項別明細書により御説明いたします。

7ページから9ページは歳入及び歳出の総括表となっております。

次に、10ページ、11ページをお開きください。歳入予算につきまして御説明いたします。

初めに、1款サービス収入です。これは、特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬の公費分の介護給付費収入と利用者の自己負担金収入で、サービス収入合計として5億719万1,000円を計上し、前年度比1,695万3,000円の増額となります。増額の主なものは、介護職員処遇改善加算の取得によります介護報酬単価の増加によるものです。

次に、2款分担金及び負担金は10億5,518万3,000円を計上し、前年度比3,559万3,000円の増額となります。これは関係4市からの分賦金で、内訳は議会、総務に係る共通経費と三山園及び斎場の管理運営費及び施設整備費となります。

このうち1目民生費負担金は三山園に関する分賦金で、起債償還分の施設整備費が減少するものの、三山園の社会福祉法人への移譲に係る経費が増加することなどから3億5,546万円を計上し、前年度比1億6,666万8,000円の増額となります。

また、2目衛生費負担金は斎場に係る分賦金で、馬込斎場大規模改修事業の起債償還金が増加するものの、利用件数の増加を見込んだことによる使用料の増加や前年度からの繰越金の増加、物価高騰に備え、大きく見込んでいた光熱水費の減少などから6億9,972万3,000円を計上し、前年度比1億3,107万5,000円の減額となります。

なお、関係市分賦金の算出表は39ページのとおりとなっております。

10ページに戻っていただきまして、次に、3款使用料及び手数料は3億103万8,000円を計上し、前年度比3,174万6,000円の増額となります。

増額の要因は、12ページに移りまして、2目斎場使用料で3億102万6,000円を計上し、前年度比3,174万6,000円の増額となります。これは火葬件数が増加傾向にあることや、それに伴い式場及び遺体保管室などの利用件数の増加を見込んだことによるものです。

次に、4款県支出金は1,000円、これは千葉県からの

補助金を想定した科目設定です。

次に、5款財産収入は、基金運用収入と財産貸付収入として581万円を計上し、前年度比288万5,000円の増額となります。これは馬込斎場の売店貸付料について、令和5年度に入札を行った契約額で計上したことなどによるものです。

次に、6款寄附金は、民生費寄附金として1,000円を計上しました。

次に、7款繰入金金は1億5,500万円、前年度比1億5,311万5,000円の増額となります。これは、前年度に三山園施設等整備基金から188万4,000円の繰入金の計上があるものの、令和6年度において三山園の社会福祉法人への移譲に伴う職員の退職手当の財源として、退職手当基金から1億5,500万円の繰入れを計上したことによるものです。

次に、8款繰越金は、令和5年度から6年度への繰越金で2億7,569万5,000円を計上し、前年度比1億1,855万5,000円の増額となります。これは、令和5年度予算額より総務費において人件費が減少、三山園においてサービス収入の増加や光熱水費の減少、斎場において斎場使用料、残骨灰売収入の増加や光熱水費の減少などによるものです。

次に、9款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費頒布と残骨灰売収入が主なもので、5,928万7,000円を計上し、前年度比2,729万8,000円の増額となります。これは、火葬件数の増加及び残骨灰売払い予算単価の見直しに伴う火葬残骨灰売収入の増額などによるものです。

続きまして、歳出予算につきまして御説明いたします。

14、15ページをお開きください。1款議会費は、組合の議員報酬及び議会運営に要する経費として134万4,000円を計上し、前年度比7,000円の増額となります。

16、17ページをお開きください。2款総務費は、特別職及び事務局職員の人件費と組合事務局に係る運営経費などで3億972万1,000円を計上し、前年度比1億2,196万1,000円の増額となります。増額の主な理由といたしまして、人件費におきまして、職員2人分の減少、12節委託料におきまして、事務の効率化のため導

入しております人事給与、財務会計システムの賃借期間が満了し、再リースとなったことにより使用料が減額となったものの、三山園の社会福祉法人への移譲に伴う退職手当基金への積立ての計上などから増額となるものです。

18、19ページをお開きください。3款民生費は特別養護老人ホーム三山園の管理運営に要する経費で8億3,527万8,000円を計上し、前年度比2億4,823万7,000円の増額となります。

1目老人福祉総務費は、主に三山園職員の人件費などの経費で6億1,001万1,000円を計上し、前年度比2億2,659万9,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、3節職員手当等におきまして、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当を計上することと、三山園の社会福祉法人への移譲に伴う職員の退職手当を計上することの増額、12節委託料におきまして、人材派遣を増員することなどから増額となることなどによるものです。

また、議案第2号で三山園移譲先法人選定委員会設置条例の御審議をお願いいたしますが、選定委員会委員の報酬を計上しております。

20、21ページをお開きください。2目老人福祉施設費は三山園の長期入所事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費で2億2,526万7,000円を計上し、前年度比2,163万8,000円の増額となります。増額の主な理由といたしまして、10節需用費におきまして、電気料や施設修繕料が減少するものの、14節工事請負費におきまして、空調更新工事を計上したことなどによるものです。

22、23ページをお開きください。4款衛生費は馬込斎場としおかぜホール茜浜の管理運営に要する経費で5億8,878万円を計上し、前年度比256万8,000円の減額となります。

1目斎場総務費は、主に斎場職員の人件費などの経費で6,366万2,000円を計上し、前年度比1,329万4,000円の増額となります。増額の主な理由といたしましては、令和6年度から会計年度任用職員の勤勉手当を計上したことや、斎場予約システムのサーバー更新費用を計上したことなどによるものです。

24、25ページをお開きください。2目斎場施設費は斎場施設の維持管理の経費で5億2,511万8,000円を計上し、前年度比1,586万2,000円の減額となります。減額の主な要因といたしましては、14節工事請負費におきまして、火葬炉補修工事費の増額があるものの、10節需用費におきまして、原油価格の高騰に備え、大きく見込んでおりました電気料及びガス料などの減額、12節委託料におきまして、令和5年度に長期継続契約の入札を行った清掃委託料、警備委託料の入札差金などの減額によるものです。

26、27ページをお開きください。5款公債費は5億7,908万3,000円を計上し、前年度比1,850万8,000円の増額となります。

1目元金は5億5,503万4,000円を計上し、前年度比2,131万3,000円の増額となります。この主な要因といたしましては、三山園整備事業債の元金償還が一部終了となるものの、馬込斎場整備事業債の令和4年度債の元金償還が開始することから増額となるものです。

2目利子は2,404万9,000円を計上し、前年度比280万5,000円の減額となります。この主な要因といたしましては、令和5年度に新たな借入れがなかったことにより元金残高が減少したことにより、減額となるものでございます。

28、29ページをお開きください。6款予備費は4,500万円、前年度と同額となります。

30ページから35ページまでは給与費明細書となっております。

36ページは地方債の調書で、前年度末現在高見込額として90億8,150万円、当該年度中の起債見込額はなく、元金償還見込額を5億5,503万4,000円、当該年度末現在高見込額は85億2,646万6,000円となっております。

以上が令和6年度四市複合事務組合予算の説明となります。

続きまして、議案第2号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園移譲先法人選定委員会設置条例について御説明いたします。

令和6年第1回四市複合事務組合議会定例会議案の1ページになります。

令和5年4月に三山園あり方検討審議会から受けました答申に基づき、この11月に三山園の今後のあり方に関する基本方針を決定したところですが、基本方針で予定している令和7年4月での事業譲渡に向け、令和6年度には移譲先法人の選定手続を進める必要があります。

選定は公募型プロポーザル方式により進めていくこととなりますが、移譲後も引き続き安定的に事業運営を行うことが可能な社会福祉法人を適正かつ公平に選定するため、様々な知識を有する有識者を構成委員とした選定委員会を設置いたします。選定委員会は、地方自治法第292条において準用する同法第138条の4第3項に定める附属機関として位置づけることから条例に基づく設置が必要となりますので、今回、設置条例を議案として提出させていただいたところでございます。

この条例の施行日は令和6年4月1日となっております。

続きまして、議案第3号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案の5ページをお開きください。

提案理由といたしましては、パートタイムの会計年度任用職員のいわゆる賞与の支給につきましては、期末手当のみ支給されていましたが、このたびの地方自治法の一部改正に伴い、勤勉手当の支給が可能となりました。

このことから、第1条にて、本組合においても勤勉手当の支給について必要な事項を定めるため、本条例を改正いたします。

この改正による勤勉手当の支給開始に伴い、期末・勤勉手当の年間支給月数は、令和5年度の2.55月に対し、令和6年度は常勤職員と同じ4.5月となりますことから、現行条例の第12条第2項の規定を削り、第3項以降を繰り上げる改正をいたします。

また、第2条にて、令和5年12月27日に専決処分いたしました同条例の一部を改正する条例第3条及び附則第3号を削るものでございます。

この改正条例は令和6年4月1日施行となっております。

ます。

以上が議案第1号から議案第3号の説明となります。

.....

○議長（成田忠志議員） これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、できるだけ予算書や議案などのページを添えていただくと分かりやすいと思いますので、よろしく申し上げます。

質疑はありますか。

谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 習志野市議会の谷岡です。

よろしく申し上げます。

議案第1号の令和6年度当初予算案について、順を追って質問していきます。

まず、歳入第3款の使用料及び手数料第1項使用料第2目斎場使用料に関して、火葬件数と式場利用件数の過去5年間の経年変化を伺います。

○議長（成田忠志議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（鶴岡拓人） 火葬件数と式場使用件数の経年変化ということでお答えいたします。

直近の平成30年度から令和4年度までの5年間の両斎場、合計の実績で申し上げます。

まず、火葬件数につきましては、平成30年度が9,443件、令和元年度が9,758件、令和2年度が1万410件、令和3年度が1万680件、令和4年度が1万1,730件となっております、年々増加しております。

次に、式場使用件数につきましては、平成30年度が1,126件、令和元年度が1,136件、令和2年度が1,310件、令和3年度が965件、令和4年度が1,007件となっております。

なお、しおかぜホール茜浜については、令和元年10月から供用を開始し、また馬込斎場において、令和3年度と令和4年度につきましては、大規模改修のために式場は閉鎖しておりました。令和5年5月から5類移行ということで、令和2年度からのコロナ禍の影響もありまして経年の比較は難しいところがございますけれども、火葬件数の増加に伴い、いずれにしても増加傾向であると考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 何でこういう質問をしたかといいますと、この間、市民の方から、火葬までの遺体保管の日数がどうも長いと。遺体保管室使用料の負担が大変であるという御意見をいただきました。ほかの議員もそういった意見を聞いたことがあるということ、遺体保管の近年の状況というのはどうなっているのか伺いたいんですが。

○議長（成田忠志議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（鶴岡拓人） 遺体保管室の近年の状況ということでお答えさせていただきます。

2場体制となりました令和2年度から直近3年間の実績ということで申し上げます。1件当たりの平均使用日数といたしまして、令和2年度が2.6日、令和3年度が3.2日、令和4年度は3.4日となっております。令和3年度と令和4年度に馬込斎場の大規模改修の影響で、この2か年の平均使用日数が増となっております。令和5年度につきましては、1月末現在で平均2.9日となっております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） ありがとうございます。年平均で見ると、そう長いわけではないなという感じはするんですが、やっぱり御相談とか御意見が多いのが冬場とか夏場なんですね。1年間通して、火葬までの遺体保管の日数が多い1月においては、保管の平均日数というのはどのように変わってきているのか伺います。

○議長（成田忠志議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（鶴岡拓人） 1月の遺体保管の日数が長くなってまいります時期、ここの部分の平均日数の経年変化ということでお答えしたいと思います。

令和2年度が3.7日、令和3年度が4.6日、令和4年度が5.3日、令和5年度が4.0日となっております。やはり馬込斎場の大規模改修の影響により、令和3年度と令和4年度は平均使用日数が大きい状況となっております。

りました。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 分かりました。私、御意見いただいたりとか、御相談いただいたりした方はもっと長いというところで、結構1週間とか、それ以上とかという方もいらっしゃるんですけども、平均で見ると1週間とか10日までいかないにしても、日程によっては、時期的には混んでしまう時期というのもあると思うんですよ。

そういう火葬まで長期間待たせるようになってしまうというのは施設側の混雑による状況というもので、利用者さんの都合ではないわけですよね。こういう施設側の事情で長期間保管となった場合には、あまりにも負担が大きいと利用者さんも大変ですから、遺体保管室使用料を軽減してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（成田忠志議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（鶴岡拓人） お答えいたします。

確かに火葬や式場の稼働率が高い期間については、死亡日から火葬までの日数が長くなるという傾向にあります。ただ、実際に私どもで予約受付の状況を見ておりますと、必ずしも早い日にちから予約が埋まっていくわけではないという状況になっております。

また、こういった予約状況から推測した部分ではございますけれども、御遺族の希望する葬儀の形式や規模や時間帯によって手配にかかる時間というのが変わってくると考えられますので、一概に遺体保管が長期間となるのは斎場の都合だけとは言えないものでないかと捉えております。しかしながら、火葬までの待機日数を縮小して御遺族の負担をできる限り緩和できるように、火葬時間の拡大など、十分な火葬供給体制を整えることで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 分かりました。なるべく速やかに御遺族の希望する日程で火葬ができるようにしていただくようにひとつ要望するとともに、やっぱりど

うしても混雑してしまって、かなり待たせてしまうということはあると思うんですね。そういったとき、年の平均から比べても著しく多過ぎるのではないかと
いうときには、やっぱり利用者、御遺族の負担を軽減するためにも何らかの軽減措置を考えてもらいたい
と、これは要望としておきます。

では、次に、歳入第9款諸収入第1項雑入の残骨灰
売払収入について伺います。これ、増額になる要因と
いうのは一つ、火葬件数の増ということなんですけれ
ども、火葬件数の増から見てもかなり伸びているので
はないかと思えます。その他要因についてはどうなっ
ているんでしょうか、伺います。

○議長（成田忠志議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（鶴岡拓人） 残骨灰売
払収入についてお答えいたします。

売払い収入の予算計上に当たりましては、前の議会
でも御質問があったところですけれども、数社から見
積りを徴収した上で歳入欠陥が生じないよう、最も低
い見積額で予算計上しておりました。そうしたことに
よって決算との乖離が多くなっておりましたので、今
回、より実績に近い見積額で予算計上したというこ
とが件数の増加以外にも増額の要因となっていると
ころでございます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 分かりました。競争入札でや
っているというところも高く買っただけの1つの
要因ではないかというように思います。これについて
は、ひとつ斎場または四市の財政を少なからず支える
ものになりますので、適正な価格で売却できるように
今後も努力して行っていただきたいと要望しておき
ます。

次に、歳出第3款民生費第1項老人福祉費第1目老
人福祉総務費について伺います。ここに三山園移譲先
法人選定委員会委員報酬と入っています。先ほどの条
例案のほうを見ますと、委員報酬が1日当たり2万
2,000円ですかね。そうだとすると、会議は何回分とい
うのを想定しているんでしょうか、伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 予算上、選定委員会3回を考
えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） この選定委員会については、
議案第2号の質問をするときにも伺おうと思うんです
けれども、これまで習志野でも公共施設の民営化とい
うのは幾つも施設があるんですけれども、3回で結論
を出してしまうというのは随分と少ないなというこ
とを感じます。

それはちょっとまた後にしまして、お金に関わると
ころから先に伺っていきますが、そうすると、第2款
総務費第1項総務管理費にも委員報酬と入っているん
ですが、これはまた別の委員会ということになるん
でしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 総務費のほうの委員報酬につ
きましては、監査委員報酬等になっております。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 分かりました。

では、次に、またちょっと三山園に関わるところな
んですけれども、歳出第3款民生費第1項老人福祉費
第2目老人福祉施設費の需用費のうち、三山園の施設
修繕費は例年よりも低く、200万円に大幅減額されて
います。一方で、工事請負費は3,960万円も増額をされ
ていると。この増減の理由と金額の根拠というのは何な
んでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 三山園の経費のうち、施設修
繕料と工事請負費の金額の根拠ということですが、施
設修繕料につきましては、令和5年度、ナースコール
の更新で899万円、あと介護員室のエアコンの修繕とい
うことで398万円を計上しております。その全てがなく
なって、1,297万円の施設修繕料の減額となっております。

次に、工事請負費につきましては、三山園の空調更
新工事といたしまして3,960万円を計上して増額とな
っております。これにつきましては、冷温水機のクー
リングタワー交換を行うことで業者から見積りを取っ

て参考に計上しております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） ということは、施設修繕費のほうは例年並みに戻ったという理解でいいんですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 突発的な修繕という大きなものはなく、通常の施設修繕の費用のみを計上しております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 一方の工事請負費については、私は民営化は反対だというのは、この前、全員協議会でも言ったんですけども、これ、民営化を進めるとしたら、それは新しく更新をして民間事業者に渡してあげるといような形になってしまうんですか。民営化の際に事業者側で工事をするということもあり得るんじゃないかと思うんですけども、どうしてここで計上されているのでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 施設の大規模改修工事として外壁の工事だとか防水工事等もございましたが、今回の空調の更新工事につきましては、移譲した後にすぐに空調機が使えなくなるということになりますと、利用者さんの生命とか健康に影響することがありますので、今回、更新工事を入れております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） これについては、移譲先の法人を優遇し過ぎているんじゃないかという疑念も持たれてしまうんじゃないかと思うんですよね。これは当初から予定されていることなんですか。それとも故障して、すぐにでも替えないといけない状態なのか。やっぱりタイミング的に、これから移譲しようというときにこれだけお金をかけるというのは、きちんとした説明がないと御納得いただけない場合もあるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘のとおり、当初、民

間のサウンディング調査をやったときにも法人のほうから外壁改修とか屋上防水、あと今回の空調の工事、全面的にやってほしいというような要望もございました。あり方検討審議会の中でも6億円という金額が出てきておりまして、そこを全部やってもらいたいという法人も中にはいたところですが。ただ、当然、全部行うことは法人に対してあまりにも優遇し過ぎであるということもございます。

今、現状20年たっておりまして、空調の耐用年数、もうそろそろ本当に限界が近づいてきているという中で、次の法人に移譲してすぐに空調が止まってしまった場合、利用者様に対しての影響があまりにも大きいというところで、あくまでも空調のほうの延命措置で、必要最低限のところでのクーリングタワーの改修工事という形での予算計上をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） そちらの説明は分かりました。

では、選定委員会については第2号で質問します。

次に、第1目の老人福祉総務費にちょっと戻りまして、人材派遣委託3,925万1,000円が増額となっていると。これについては何人分の増額で、職種は何なんでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 人材派遣委託の増額につきましては、介護福祉士6名、看護師1名の計7人分の増を考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） これというのは、今、恒常的に足りない状態なんですか。現状もそれだけ派遣で来てもらっているということですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） まず、今申し上げた人数につきましては増員分でございます。

あと、現在足りないのかというお話でございましたが、今後、移譲先法人も入ってくる場合があるということで、その場合を見越して増員を考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 移譲先法人が入ってくるとなると何で増えるんですか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 今の御質問につきましては、現状入っている派遣職員も何名かいるんですけども、今後、移譲先法人が決まりまして法人への移譲等を行っていく中で、当然、職員のほうからもお話があったんですけども、休暇等は取れるのかとか、いろんなところで職員からの要望が出てきているところで。

その休暇への穴埋めというところもございまして、どうしても特別養護老人ホーム、人がいないと絶対回りませんので、万が一、職員の退職等が続いた場合等も含めまして、臨時的な対応策として派遣職員の導入も検討しているというところで、万が一も含めての予算計上でございます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） それでは、ちょっと長くなってしまったので、第1号の予算については次で最後にして、一旦、ほかの方、質問があれば替わりたいと思うんですが、第4款衛生費の第1項斎場費第1目斎場総務費に関連して伺います。

昨年度の決算審査で、私はしおかぜホール茜浜の交通量調査について質問しました。今後は考えたいというような答弁があったかと思いますが、今後、バス等公共交通機関というか、送迎バス等の整備等々を検討する際に交通量調査は必要だと思いませんか。令和6年度については交通量調査は再開しないのかどうか、伺います。

○議長（成田忠志議員） しおかぜホール茜浜斎場長。

○しおかぜホール茜浜斎場長（鶴岡拓人） 交通量調査についてお答えいたします。

交通量調査につきましては、施設開設当初において、周辺企業などから進入路交差点の信号設置要望などがあり、斎場周辺交通量の状況を把握するために予算計上しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス

感染症による斎場の利用制限を解除した後も周辺道路の著しい交通量の増加は確認できないこと、また、斎場周辺企業にアンケートを実施した結果、進入路交差点の信号は不要であるとの意見が多数であったことなどにより交通量調査の実施は見合わせをしたものであります。今後、交通量が増えるなど、状況が変わった場合に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） では、あとは要望としておきますが、交差点部分の交通量調査という観点だけではなく、やっぱり駅から遠いという部分で、私も先日、ちょっと行く用事があって行ったんですけども、車等々を使っても一定の結構な距離があるところです。今後コロナが明けて、あそこで式場を使ったりとか、火葬に参列したりという方が増えていくことになれば、やっぱり送迎バスのニーズというのも増えていくことも考えられますので、送迎バスが必要かどうかということを検討していく上でも利用者の交通の実態を調査していただきたいと思います。要望しておきます。

ほかに質問の方がいらっしゃれば休みます。

○議長（成田忠志議員） 他に質疑はありませんか。松崎議員。

○6番（松崎さち議員） では、私も議案第1号の令和6年度四市複合事務組合予算のことでお伺いしたいんですけども、電気代、ガス代なんですけれども、予算書の24、25ページ、斎場施設費です。さっきちょっと御説明があったかと思うんですけども、電気料、ガス料が大分減るというのは、物価高騰なのにどうしてなのかなと思ひまして、もう少し詳しく御説明いただければと思います。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） お答えさせていただきます。

実際問題、令和5年度予算を組んだときにロシアの侵攻が始まった頃で、急激に燃料費、電気代等が上がっている時期でした。正直、その時点で、この後、まだ上がるのではないかという話も出ていたところなんです。令和5年度予算を組むときには、その後延びる可能性も含めて大きめで予算計上させていただいたとこ

ろなんですけれども、現状、予測を下回って大分落ち着いてきたというところもございますので、今年度についてはその分減額となったというところがございます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） よく分かりました。ありがとうございます。

同じ斎場施設費になるのかなと思うんですけども、元日の能登半島地震で液状化被害が広がったのを見まして、ちょっと伺いたいなと思った点があります。しおかぜホール茜浜というのは埋立地に造られていると思います。大震災時に斎場の機能がちゃんと働くのかどうかという点について、これまでどういうふうに御検討されてきていて、どういう御認識でいらっしゃるのか。新年度に何か予定されていることがあるのであればお伺いしたいと思います。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 現状、埋立地ということもございますので、当然、液状化の可能性はあるかとは思っております。それとは別に馬込斎場のほうもあると。2斎場で運営しているというところが、その利点のかなというところはあります。

ただ、現状、先ほどおっしゃっていただいた、どうしても能登地震のような大きな地震が起こった場合につきましては、斎場機能、当然、馬込も含めて止まってしまう可能性はあると考えております。今回の能登の中でも、実際問題、広域火葬ということで、他市の自治体の火葬場を借りたりとか、そういった形で火葬の対応なんかをしているという実情もございますので、今、ちょうど四市のほうでもBCP、今までもずっと検討はしてきたところなんですけれども、来年度に向けて正式に物をつくっていくという形の予定で進んでいるところです。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） BCPを来年度つくっていくというところなんですけれども、今、ちょっと伺っていて思ったのが、馬込は地盤が固いところですよ

ね。明らかに茜浜とは違うところで、馬込も含めて止まることもあるかなと。ちょっと一緒ではないんじゃないかなと。地盤が緩いということは揺れが大きい。防災学者の方に言わせれば、周辺よりも震度が1上がると言われていますから、その辺はどういうふうな御認識でいらっしゃるんですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） しおかぜホール茜浜建設時なんですが、やはり液状化もあり得るということも含めまして、施設、建物の下には砂ぐいで強固な地盤をつくっております。ですので、建物のほうの被害というのは大分軽減される設計をされていると聞いております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 建物は大丈夫だとしても、駐車場、液状化の対策というのはされているという話は聞いたことがないんですけれども、そのあたり、どうなっているかということ。そもそも道路ですよね。あの周辺、ずっと埋立地ですから、道路が能登半島地震、新潟もそうですけれども、あんなふうになっていくんじゃないかなと思うんですけれども、どういうふうに御検討されているのか。

焼き場が使えないということは、ほかの民間とか、他市の斎場のほう、やっぱりそちらも機能しないことがあり得ますよね。どんなふうになっていくのか。今、どんな想定をされているんですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） しおかぜホール茜浜までの進入路といいますか、土地の道路につきましても、東北の地震の際にもしおかぜホールの近辺には物流倉庫等がありまして、多少の被害はあったにしても、そちらのほう寸断されたということはお聞きしていませんので、進入路につきましても多少の障害はあるかもしれませんが、交通は可能かと考えております。

また、先ほどもありましたが、実際に施設のほうを使えなくなった場合は千葉県と協力いたしまして、広域火葬という段階に移行していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） いきなりお伺いしたからかもしれませんけれども、3・11のときは、この辺が震度5強ぐらいであって、今、大震災の話をしているんですね。震度7とか、そういう話。特にここは地盤が緩いと。そういう最悪の事態のときって、どういうふうな想定になっているのか。BCPをこれからつくっていくということですけども、ある程度想定されているんじゃないですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 大震災となりますと、施設の機能としまして、まず電気、ガス等のライフラインが寸断されてしまいましたら、それこそ建物が大丈夫でも火葬というのはできない状態になりますので、その際には千葉県と協力しまして、広域火葬という形の段階に移行して、稼働できている火葬場のほうのお世話にもなるかと考えております。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） ありがとうございます。私も研究していきたいなと思います。

それから、今度、三山園のことでお伺いしたいんですけども、老人福祉施設費に当たるのかどうか、あれなんですけれども、働いている方々の中から、三山園の建物と土地が無償譲渡されるのではないかという声は今上がっておられます。全員協議会で示されました昨年11月の基本方針では、不動産鑑定評価を行ったところ、土地は約2億円、建物は約2億6,000万円との評価額とありましたけれども、この不動産鑑定評価というのはいつ行われたものだったのでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 令和5年11月の末に鑑定の評価が出てきているものになります。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 無償譲渡されるだけじゃなくて、10億円の改修費用もお土産かというような声が上がっているんですけども、私、10億円の話って、

ちょっと聞いたことなかったんですね。これは、建物の改修費用が10億円かかるという見込みがあるということなんですか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 実は私もその10億円という数字が何なのかが正直ちょっと分かっておりませんで、少なくともあり方検討審議会の中で出てきたのは6億円という数字があったかと思います。ですので、すみません、10億円のところについては分かりかねるところです。もしかしたら審議会の委員の中で、誤って10億円という単語を一度言った委員がいたかなというところなのですけども、基本的には、もともと見込みで審議会の中で出てきている数字としては6億円という数字がございます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） それで、結局のところ建物と土地について、譲渡とか貸付とかいろいろありますけれども、現時点でどういう御検討をされているのかお伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 基本方針のほうにも明確に書かせていただいておりますけれども、今のところ、土地についてはあくまでも貸与で、建物については譲渡という形での計画で進んでいるところです。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 1号については、このあたりにしておきます。

議案第3号についてお伺いしたいと思います。四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回、様々な運動の成果で、勤勉手当が会計年度任用職員に支給されるようになるということは非常に歓迎されるべきことだと思います。それで支給月数が2.05月。これはどういう理由でこの支給月数になったのかということと、4市ですから、4市全て、この支給月数なのかどうか。

それから、勤勉手当は、週の勤務時間が15.5時間以

上、6月、12月の各基準日において、任用期間が6か月以上でないを受け取れないということでございます。現在、四市複合事務組合で働かれていらっしゃる会計年度任用職員の方々、何名中何名の方が受け取れるようになるのか、お伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） まず、支給月数につきましては、常勤と同じということで規定しております。月数につきましては、他の自治体も同様かということで、同様というふうに聞いております。

会計年度任用職員の職員数ですが、予算計上、43名全員が支給対象と考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） あと、全体的に予算書を見ていてちょっと分からないんですけども、勤勉手当の支給に必要な額は結局総額幾ら計上されているのかということをお伺いしたいのと、もう一つは、船橋市では、そもそも2020年の4月、会計年度任用職員制度が導入されたとき、制度の趣旨と反して、期末手当の支給と同時に基本の時給が下げられるということが起きたんです。四市複合事務組合では、そういうことがこの間起きてきたのかどうか。すみません、ちょっとお伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） まず、勤勉手当の支給の予算額計上ですけれども、予算書の31ページに記載されておりますが、勤勉手当で1,278万8,000円を計上しております。

また、期末手当の支給に伴って基本単価が下がったというお話ですが、四市複合事務組合につきましても、同様な措置を行いました。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 国が財政措置の考え方について示すのが非常に遅れたので、そういうことが起きたという面もありますけれども、やっぱり物価高騰の中で会計年度任用職員の方々には非常に御苦労されますので、今回の改善は歓迎しますけれども、これで

十分とは考えませんので、その点、さらなる改善を求めたいと思います。

取りあえず私は以上です。

○議長（成田忠志議員） 他に質疑ありませんか。

谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） それでは、次に、議案第2号三山園移譲先法人選定委員会設置条例について伺っていきます。

まず、先日、四市複合事務組合御担当議員様宛てということで、2月9日付の嘆願書というのを三山園職員の方から写しをいただいたんですが、このように書いてあるんです。我々三山園職員は、地方公務員の身分保障の継続を要望します。職員や利用者にも生活がかかっているということを考えてください。民営化、分限免職には反対いたします。よろしくお伺いいたしますと書かれています。これ、連名で、私が数えたら43名の方がお名前を書いています。

これを見ると、多くの職員は民営化に納得していない、反対しているのではないかと思います。いかがですか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 今お話のとおり、職員のほうにつきましても、意見交換会の中で、移譲先法人での給与面だったりとか待遇面、どうなのかという質問と、選定に当たって職員の意見を反映してほしいという意見とともに、このまま給与等を維持して公務員としての身分を保障してほしいという意見も当然ございました。

今回、多数の職員が署名した民営化反対という嘆願書を議会にも提出されているというところで、全面的に納得してもらっているという状況では当然ございません。しかしながら、今後、民営化を進めていく必要もございましてということと、実施したアンケートの中でも、多くの職員から条件次第という条件についてはありますけれども、移譲先法人での就労を希望するとの回答もございました。利用者への影響を最小限に抑えるために、職員に可能な限り移譲先法人で働いてもらえるよう、引き続き選定条件等を検討し、職員との意見交換を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） それでは、説明会、また意見交換会をやったということですが、去年の全員協議会で一旦質問しましたが、現在、今年2月の時点では、職員への説明や意見交換の集まりというのは何回何時間行い、どれぐらいの人数が参加しているのか。その参加者数は職員全体の中で何割ぐらいの方が参加しているのか。それについて伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 職員との意見交換会につきまして、審議会の答申の後、またサウンディング調査の結果、基本方針案について、移譲先法人の選定に係ります評価基準等の内容で合計18回開催いたしました。合計で20時間10分の意見交換を行いました。参加人数につきましては、職員と会計年度任用職員を合わせました延べ270名のうち72名が参加され、参加率は26.7%となっております。

また、令和5年12月に実施いたしました家族説明会につきましては、3日間開催いたしました。合計で2時間10分の説明と質疑応答を行いました。対象の143家族のうち39家族に御参加いただきまして、参加率は27.3%でございました。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 御家族のほうは、そのまま安定して入ることができればという部分で心配がないという方はあまりいらっしゃらないかと思うんですが、職員のほうは生活が直接関わっていますから、参加率が26.7%というのは低いんじゃないかと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘のとおり、こちらとしても、第1回目はもう少し多くの職員が参加していたんですが、2回目、3回目と、正直、2回目が一番少なかったんですが、なかなか出席してもらえないというところがありました。

もともと夜、終わった後等で時間を設定させていただいてはいたんですが、明けの職員もいるという

ことで、いわゆる夜勤明けの職員とかが出席できるような日程等も別個で開催させていただいて、日数等も大分増やして対応させていただいたんですけれども、正直、枠が全然埋まらないというような回があるぐらいでして、なぜか、職員の方々に御参加いただけないというような実績となってしまっております。

こちらとしても周知が足りないのかといろいろと考えて周知方法等も変えさせていただいたり、なるべく職員の方々に出席してもらえるような対策は取ったつもりで、後の選定においても職員の方々の意見をこちらとしてもぜひ反映させたいということで開催させていただいたつもりだったんですが、なぜだか、出席してもらえなかったというのが結果としてあるところでは。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） これは職員の側からすると、民営化が前提の説明会だということになれば、初めから民営化自体に反対の職員は出ないんじゃないかと思うんですね。だから、いろんな時間帯に設定してみても26.7%しか出席しないということは、その他の7割以上の方はやっぱり納得がいかない、出ても仕方がないというようなお考えの可能性というのが高いんじゃないかと思うんですが、そこら辺は別の形で意向調査をするなり、それからまた、労働組合との話し合いの中では、労働組合の方たちはどのように主張されているのか。そこら辺、説明会以外の場での意見聴取とか交渉について伺います。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘いただいた点もございます。確かに労働組合のほうと職員団体との交渉の中につきましては、民営化反対という意見をずっと一貫して出してきたというところが実情としてございます。

ただ、それとは別に、職員と現場でいろいろ話をしていく中で、職員の中には本当に反対だと強く願っている職員もいれば、中には今までの経緯も分かっている、これはもうやむを得ないというような意見を持っている職員もおりました。先ほど谷岡議員がおっしゃ

っているように、民営化がやむを得ないと思っていない団体の職員の方とかも意見交換会には結構な数で御参加いただいているという実績がございますので、無理だから出席をしてないというところなのか、実際問題、もうなるようにしかならないというところで御出席いただけてないのかというところについては、現状として、まだ把握ができてないところがございます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 私、びっくりしたのは、直筆で嘆願書を連名で出してくるというのは近年なかなかないことですね。いろんな意見はあるけれども、名前は出したくないということが特に若い層では今少なくなっている中で、これだけの人数の職員が実名で直筆で嘆願書を出してくるというのは、これは大ごとだと思うんですよ。

幾ら説明会や意見交換会を開いても26.7%しか御参加いただけないというのは、やっぱりそれは一定の不信感があったりとか、出たら結局民営化のある意味アリバイづくりというんですか、一応職員の意見も聞きましたよという場に利用されてしまうんじゃないかという不信感、そういったものもあって集まらないという可能性のほうが高いんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘のいわゆる民営化に向けた意見交換会ではないかというお話なんですけれども、そこにつきましては、民営化に向けて一体どういった形で方策を取ったらいいのか、どういった手続を踏むべきなのか、あとは職員のほうにどうやったら残ってもらえるのかということの当然目途として開催させていただいておりますので、現状としては、あくまで意見交換会については、確かに今おっしゃっているとおり、民営化をやめるというような選択肢の中での意見交換になってないことについては事実かと思っております。

ただ、その中でも職員からの意見としては、民営化反対だという話も当然中に出ておりますし、今、御指

摘のとおり、署名というのがなかなか重いという話もあるんですけれども、これはいろんな職員の考え方があるというところをお話しさせていただいたところなんですけど、やはり民間移譲しないで公務員として残れるのであれば、当然それが一番いいという意見を職員みんな持っているというところについては聞いているところです。

それは私としても、正直、職員のほうといろいろ意見交換を重ねて、特に長年、三山園で働いてくれた職員には本当に申し訳ないと考えているところではあるんですけれども、今現状として、あり方検討審議会からの意見をいただいた中では、民営化に向けて意見交換会を開催することは必須だと考えていまして、その中ではやっぱり職員の意見を何とか取り入れて進めたいということで開催しているので、決してアリバイづくりということではない形でやっている状況でございます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） そうは言いますが、説明や意見交換の場には7割の方は出てこない。43人の方が直筆で嘆願書を出してくると。これ、このまま平行線でいくと、そんな中で民営化を進めていくと大変な話になっていくと思うんですね。もしもこのままいって、現職員がやっぱり民間移譲は納得いかない、民間事業者には行かないということで再就職を拒んだ場合、当局としては分限免職と考えているのかどうか。または四市で引き受けるということを考えるのか。現時点の考え方を伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 移譲の安定的な運営を維持するために、可能な限り勧奨退職として移譲先法人に再就職していただけるように進めたいと考えております。

組合では、三山園と斎場の2つの事業しか実施しておりません。三山園を除く事務局と斎場の正職員につきましては、17名しかおりません。また、そのうち関係市からの派遣職員が5名ありまして、三山園事業がなくなった場合に関係市の派遣職員を減らすなど、事

務局の人員も縮小する必要があることから、組合内での異動もちょっと難しい状況かなと思っております。

また、先日の団体交渉におきまして、関係市での受入れについて照会してくれと、職員団体のほうから正式に要望がありました。ですので、今後正式に協議を行う予定としておりますが、関係市との協議の上などで決定いたしました基本方針におきましては、安定的な事業運営の継続には現職員が必要となることや、介護業界における人材不足、顕著となっているところも含めまして、移譲先法人で就労してもらえるよう進めていくことを前提としており、現段階では、関係市においても、その方向で進めていくことを基本として考えていると思われま。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 私は、基本的にはこれだけ反発があるという中では、民営化をその方向で推進していくのを一旦ストップさせたほうが良いと思っているんですよ。仮に例えば4市の中でどこかの市が職員を引き受けましようといったところで、同じ職種に就けるという保障はないと思うんですよ。どこの市も特別養護老人ホームを持ってないですから。結局、慣れない職種に回されて仕事が続くかということ、結構きついことになってしまうと思うんですよ。そう考えると、やっぱり同じ職種で続けていけるようにするのがいいと思うんですよ。現状でも民間移譲という形では、これだけ反発が出ているということを重く受け止めていただきたいと思ひます。

基本的に私は民間移譲は反対なんですけれども、中には条件次第という方もいらっしゃるということです。この後、仮に議案第2号が可決されれば選定委員会が始動し始めてしまうわけなんですけれども、じゃ、ある程度いい法人さんだったらいいよと考えている職員とか、または利用者の方がこの選定委員会に意見を反映させることはできるのか。この選定委員会の中に利用者、家族の代表や職員の代表というのは入らないのか。それについて伺ひます。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 今の職員の代表なり家族の方

がということですが、職員との意見交換におきまして、職員から選定委員会に入れてほしいという意見がありました。その一方で、選ばれた職員が重い責任を負わされる可能性があるなど、心配だという意見もありました。その中で、職員からの投票であれば職員全員の意見を反映できるのではないかという意見もありました。現段階では、選定委員会の採点に職員の投票結果を点数として加える形式で意見を反映させたいと考えております。

また、利用者家族につきましても、先日の説明会を開催させていただいた際に、利用者家族の皆様で家族会などをつくって代表者などを選んでいただけましたら意見を反映させやすいと、話もさせていただきました。ですが、現段階において、家族会などをつくることは難しい状況となることなどから、当日、説明会のときに御家族の皆様からいただきました意見を可能な限り選定基準に反映させていければと考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 丁寧に職員や利用者、家族の方々の意見を聞きながら選定委員会が話し合えるという環境があるのであれば、条件次第ではという方にとってはいいかもしれないんですけども、先ほどの予算の話聞く限り、3回しか会議を開かないと。ちょっとこれ、その3回でどういうペースで進めていくのかというのが本当に疑問に思ひますよ。たった3回で慎重な検討ができるんだろうかと思ひます。仮に選定委員会を開いたとしても、職員や利用者、家族の意見が十分にそこで受け入れられるだけのものになっていくのかどうか、僕は疑わしいと思ひますが、3回でどうやって進めていくつもりなんでしょう。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 確かに今おっしゃっていただいているとおりで、審議会としては3回という回数にはなっておりますが、その前段で、選定基準と採点方法等については職員との意見交換会をまた再度開かせていただいて、もう既に開いてはいるところなんですけれども、職員の意見をなるべく反映できるような

選定基準等を事前に準備させていただいて、それを選定委員会の先生方にもんでいただきながら、こういった形が利用者、あとは職員の意見を一番反映できるのかというところを詰めながら開催させていただいて選定を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） そうは言っても、外からでは職員とか利用者、家族は確認しようがないわけですよね。

私、条例案を見て気になったのが、選定委員会は傍聴規定が入ってないんですけれども、これ、市民の傍聴は認めないのか。それとも、別に傍聴規則をつくるのか、伺います。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 選定委員会に限らず、傍聴規則につきましては、あり方検討審議会の設置時に附属機関等の会議と傍聴に関する規則というのを作成しております。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） つまり端的に、これ、傍聴可能な委員会なのか、それとも傍聴を認めずに密室でやっていくのか。どちらなんでしょう。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 会議の公開、非公開につきましては選定委員会の中で決めていくこととなると思いますが、今現在では非公開で開催する予定と考えております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） そういうことが多いわけですよね。選定となると非公開が多いと。結局、利用者さんのほう、または職員のほうは一体どういう話合いがされているのか分からないということが起こりがちです。市長がいる前であれだけども、うちの習志野市でも、私はそういった思いを何回もしたことがありますよ。

ただ、別にこれ、民営化を認めるというわけではな

いんだけど、例えば習志野市の場合は、公共施設を民営化するというときに少なくとも公開プレゼンテーションをやって利用者さんに見てもらって、その上でこの事業者はどうでしょうかという御意見を伺うという場は設定しているんですね。

では、公開プレゼンテーションとか、そういった機会というのは設けないんでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 先ほど非公開がよろしくないという話があったんですけども、一応民間の移譲法人を選定するに当たりまして、選定基準の中に法人の財務状況とか運営実績など、通常であれば対外的に出すことない資金計画であったりとか、人材育成方法などの資料の提出も求める予定でいることから一応非公開を予定しているところでございます。

ただ、職員からの意見につきましては、反映させる必要は当然あると考えておりますので、プレゼンの内容がある程度網羅されているような職員向けのPRシートのようなものを事前に法人から提出してもらって予定しております。利用者家族につきましては、説明会時の御意見を選定基準に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） ということは、どういう事業者が名のりを上げていて、どういう運営にすることによって引き受けようとしているのか。皆さん、選定する方々はプレゼンという形で見ることになるかと思うんですけども、それは職員、利用者や家族のほうは見ることはできないということなんじゃないでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 最終的に選定委員会の中で決まっていく中身になりますので、事務局の中で全て決定というのはなかなか難しいところではあるんですけども、今、現状として想定しているところとしては、職員につきましては、資料等は閲覧ができるような形で進めさせていただきたいと思っております。それとは別に、そのプレゼンに代わるPRシートのようなものを法人のほうから出してもらうという

ころは、今、現状として事務局で考えているところになります。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） 私、それでは全然不足していると思うし、仮に条件さえよければ民間事業者のほうに移ってもいいかなというお考えが職員の間であったとしても、本当に安心した事業者が選ばれるのかどうか。これが非常に不安なものを抱えながらになってしまおうと思うんですよ。だから、本当に職員の理解を得たいということであれば、僕はもっとオープンにやっていくのがよいのではないかなと思います。ただ、基本的には数少ない公共の特別養護老人ホームですから、現状で何とか職員と協力しながらやってもらいたいと思うんですけれどもね。今のような、会議は3回しかやらない、プレゼンも公開されるかどうか分からないというようなやり方では、これはなかなか納得を得ることはできないだろうし、私自身も納得がいかないということです。

最後にちょっと確認しておきたいんですけれども、現状はやっぱり直営でやっていますから、そのメリットとして、利用者さんサイドで見れば関係市の優先的な受入れとか、緊急的な措置入所とか、困難事例の入所要請などをやっていくことができると。ただ、それをやってくださいということを事業者のほうにお願いしたところで、事業者さんが完全に民間移譲という形になった場合、そういったことをやってくれるという保障はあるのかどうか。

また、民間事業者に雇用された職員の待遇がきちんと守られていくか。引き継がれた利用者の状況を、きちんとサービス低下していないか確認できるかどうか。料金設定についても低廉なものに抑えていけるかどうか。そこら辺、民間移譲してしまった後に確認するのはなかなか難しいと思うんですけれども、これはどうなのでしょう。伺います。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 御指摘のとおり、完全に民間移譲してしまった後、法人の自由度を確保することは大事な部分であると思っておりますので、全てこち

らのほうで条件設定をすることは難しいとは考えております。

しかし、今回、土地のほうを貸与という形で、関係性を一定程度保った中での移譲で進めさせていただければ、そこら辺の報告であったりとか、例えばずっとというのはなかなか難しいにしても、一定の期間、現状の利用者がいる期間等について報告を上げてもらったり、そこら辺の確約を取ること自体、法人からの提示という形になると思うんですけれども、できる可能性は高いのではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 他に質疑はありませんか。つ magari 議員。

○3番（つ magari 俊明議員） 四市の議員でもありませんけれども、船橋市議でもあるわけですから、船橋市内の福祉施設はこれまで指定管理を進めてきたというものがあります。

そうした中で、私も七、八年前、四市の議員をさせていただいたときに、このまま公設公営で続けていくのはなかなか厳しいということは議会の場でも申し上げてきたところかと思えます。今期においても、とはいえ、雇用については十分な配慮、話し合いをお願いしたいということを申し上げてきたところです。

確かに先番議員の御議論の中でも、こういった直筆の嘆願書が出てくるというのは、人情としてなかなか感じるころはあるんですけれども、一方で、やはり民間、社会福祉法人で様々な運営されている方々からは、我々は自前でやっているのになぜ三山園だけは公的な支援があるのかという声もあるのも、これまた事実なんです。

とはいえ、私、ここから質問なんです、1点気にかかるのは、先日の東京新聞さんのほうで「移らねば解雇も」というようなタイトルが出ておまして、こういったやり取りがあるとするとちょっと乱暴な印象を受けるんですが、そういった事実はあるんでしょうか。どうですか。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 先日、職員労働組合との団体交渉がございました。その際に職員のほうから、移譲

期限として令和7年4月1日を予定しておりますが、それまでに次の法人に就職する、もしくはその他のところに就職するなど方針が決まらない場合、身分はどうなりますかという質問がありまして、その際に分限になる可能性もあるということをご述べていただきましたが、実際問題は可能な限り勸奨退職としまして、次の移譲先法人に就職していただく、介護業界から離脱してほしくないというところがございます。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） つまがり議員。

○3番（つまがり俊明議員） いろいろと大変難しい面はあるとは思いますが。ただ、過去に柏、我孫子の障害者福祉施設のみどり園のPFI移譲のときの例なんかも参考にさせていただきながら丁寧な話し合いをしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕と呼ぶ者あり

○議長（成田忠志議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員） これより討論に入ります。

まず、日程第4、議案第1号令和6年度四市複合事務組合予算について討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありませんか。

谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） では、議案第1号令和6年度四市複合事務組合予算に反対の討論をします。

主な反対理由は特別養護老人ホーム三山園の民間移譲、いわゆる民間化を進める予算が入っているからです。千葉県内で見れば、公設の特別養護老人ホームの割合は全国平均よりもかなり低く、民間移譲よりも公設だからできることを追求するべきであると考えます。過去の組合議会の会議録によると、四市複合事務組合としては、パーソン・センタード・ケアの理念を掲げて三山園を運営していこうとしていた時期もありました。一定の経費はかかるとしても、他の民間事業

者では受入れが困難な高齢者を受け入れる施設として公設を守るべきと考えます。

ところが、この間、あり方検討審議会が設置され、民間化ありきの議論が進められました。そして、昨年11月に管理者は民間化の基本方針を発表しました。今後開催が考えられている選定委員会については、たった3回で終わるといっても本日質疑の中で答弁があって驚きました。プレゼンテーションなど、民間法人の選定過程に利用者や家族、職員がほとんど入っていないというのも実態なのではないでしょうか。

船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、習志野市とも特別養護老人ホームの待機者が数百人単位でいます。4市の市民を優先的に受け入れることが可能である施設を民間化するの、市民にとっても大きな損失です。利用者にとっては低料金で入所することも可能であり、問題があれば公開された議会で監視をして市民や利用者の意思を反映させることもできます。あり方検討審議会、公営の福祉施設の幾つものメリットを無視する形で議論が進められたのは問題です。

昨年の全員協議会及び本日の定例議会の答弁を聞く限り、民間移譲の方式では関係市の優先的な受入れ、緊急的な措置入所、困難事例の入所要請、料金の大幅な引上げは避けるといった条件を業者側が長期にわたって守る十分な保障はありませんし、職員の待遇、引き継がれた利用者の状況、サービスの継承がきちんとされたかチェックすることも、民間移譲というやり方では非常に難しいと考えます。よって、三山園の民間移譲を推進する予算が入った令和6年度当初予算に反対します。

○議長（成田忠志議員） 次に、賛成討論を行います。賛成討論の方の発言を許します。

〔討論なし〕と呼ぶ者あり

○議長（成田忠志議員） ほかに討論はありますか。

〔「はい」〕と呼ぶ者あり

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） では、私も議案第1号の令和6年度四市複合事務組合予算に反対の立場で討論を行わせていただきます。

おおむね谷岡議員に賛同するものでございますけれ

ども、改めて申し上げたいのは、憲法99条は、公務員が憲法を尊重し、擁護する義務を負うと定めており、今、三山園で働いておられる職員の方々はそうした方々である、この重要性をもっと考えるべきだということ。

日本国憲法は、世界でも極めて先駆的な内容を持っています。30条にわたる豊かな人権条項を持っています。公務員はその尊重、擁護義務を負い、全体の奉仕者でもあります。身分の保障は、そうした重い役割を果たすため。だからこそ、市内のケアマネさんからも、三山園には相談がしやすい、虐待問題など困難事例で本当に助かっている、そういう声が上がっております。

65歳以上の高齢者層がピークとなる2040年には、高齢者の2人に1人が認知症となり得ると予測されており、県内ではますます介護の公共サービスの役割の必要性が高まっています。民間への譲渡は失策です。100万人を超える人口のこの4市で公共の介護施設を設置し続けるべきです。また、四市複合事務組合で事務を負う職員についても今後どうなるのか、そうした懸念もございます。

様々な面で人権を無視している、あってはならない事態と考えますので、今回の議案第1号については可決に反対をいたします。

以上です。

○議長（成田忠志議員） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（成田忠志議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第5、議案第2

号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園移譲先法人選定委員会設置条例について討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 谷岡議員。

○12番（谷岡隆議員） では、議案第2号四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園移譲先法人選定委員会設置条例の制定に反対の討論をします。

特別養護老人ホーム三山園の民間移譲、いわゆる民営化について、議案第1号の討論に加え、第2号の質疑で分かったのは、多くの三山園職員が民営化に反対をしているという事実です。職員の皆さんが訴えるように、職員や利用者にも生活がかかっているということを考えなければなりません。利用者や家族についても、正確にどの程度の人が民営化に納得しているのか、現状はつきりしません。強い意思を持って嘆願書を出している方が少なくとも43人はいるといことは、これははつきり分かっていることです。

職員の処遇については、地方自治体の他の施設の民営化の場合は直営で残った施設への異動という形で対処する場合があります。例えば習志野市の公立保育所民営化の場合がそうです。しかし、特別養護老人ホームの介護職の場合、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、習志野市のどの市を見ても類似施設を持っていません。よって、異動先がありません。仮に別の職種として異動したとしても、経験のない職種で仕事を続けていけるかどうか、とても難しいものがあると思います。

長年、三山園を支えてきた職員を移譲先法人に再就職しなければ分限免職扱いにして切り捨てるとするのは、雇用主として問題があります。三山園の多くの関係者が納得できない状況で移譲先法人の選定という次のステップへ進むことは認められません。よって、選定委員会を設置する本議案に反対します。

○議長（成田忠志議員） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論の方、おられますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（成田忠志議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第6、議案第3号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 討論がありますので、まず、反対討論を行います。

反対討論の方の発言を許します。反対討論の方、おられますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論の方の発言を許します。

松崎議員。

○6番（松崎さち議員） それでは、賛成の立場で討論を行わせていただきます。

会計年度任用職員制度は期末手当の支給など、非正規公務員の待遇の改善を名目として2020年4月から導入されました。しかし、実際には改善されず、先ほど質疑でも明らかになりましたとおり、むしろ、これを口実にして時給が下げられるなど、公務労働の多くを非正規の公務員が担うことを固定化する役割を果たし、女性の貧困を生み出しております。自治体自身がワーキングプアと性差別をつくり出しております。

こうした中で、昨年4月、全国の会計年度任用職員や自治労連など労働組合が声を上げて、勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正が可決成立しました。これは運動の大きな成果であり、今回の導入も歓迎をするものです。ただ、支給対象者のうち43名いらっしゃるということですが、31人は三山園で勤務をされておられます。せっかく前進したにもかかわらず、民間移譲という四市複合事務組合の方針、こちらが頑張ってきた職員の雇用を不安定にし、その気持ちを踏みにじっていると考えます。

改めて公共施設として存続すべきということをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（成田忠志議員） 他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（成田忠志議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第7、議案第4号四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

〔議案第4号は巻末に掲載〕

○議長（成田忠志議員） 提出者から説明を求めます。事務局長。

○事務局長（白土太） 議案第4号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案の9ページになります。

専決処分の内容につきましては、四市複合事務組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。

条例改正の理由といたしましては、四市複合事務組

合が準用しております船橋市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、船橋市条例を準用しております常勤・再任用職員につきましては給与改定されましたが、会計年度任用職員につきましては、組合独自に条例を規定しておりますことから、条例の一部改正を行う必要がございました。

改正の内容につきましては、第2条にて給料表について、全号給の給料月額を3,900円から1万2,000円増額し、改正時期を令和6年1月実働分からとしております。また、常勤職員の期末手当の支給月数の改正に伴いまして、第1条にて公布の日施行の規定、第3条にて令和6年4月1日施行の規定の所要の整備を行いました。

本来であれば、本組合の関係条例の改正条例を議決していただかなければなりません、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました。つきましては、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

説明は以上です。

.....

○議長（成田忠志議員） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

松崎議員。

○6番（松崎さち議員） それでは、質疑させていただきます。

今、御説明されたとおり、12月22日に船橋市議会一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴って、船橋市の条例を準用している常勤・再任用職員の給与改定を実施したということでした。ちなみに常勤・再任用職員の給与改定は、昨年4月に遡って行われたのでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 4月に遡って実施しております。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 一方で、今回の専決処分な

んですけれども、いただきました議案説明資料にありますとおり、会計年度任用職員は4月に遡って給与改定されたわけではないと。今年の2月支給分からの給与改定ということでございます。なぜ常勤職員と同様に昨年4月に遡られなかったのか、お伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 会計年度職員の給与改定を4月に遡らなかったという御質問ですが、常勤職員と同様に遡及の制度を入れた場合、今回のようにプラス改定のときはよいのですが、マイナス改定時に減額の年間調整が入ることが想定されております。

なお、令和2年度、3年度に期末手当の支給月額が引下げになった際にも、会計年度職員については減額の調整を実施しなかったという経緯があり、こうしたことを考慮して遡及しないものとしたところ です。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 今、非常に物価高であって、今おっしゃられたとおり、マイナス改定のときも同じようなことになりかねないからやらないというのは、会計年度任用職員の皆さんの生活状況に思いを巡らすということがあまりにも足りなかったんじゃないかなと思います。今回の専決処分による影響額がどれくらいだったのか、お伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 1月から3月までで約100万円程度の影響額が出ているところです。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 3か月間で100万円程度ということですから、4月に遡ったとしても、そんなに大きなことでは……。あと300万円ぐらいの話であります。たったこれだけだなど、非常に不満に感じるんですね。

この点なんですけれども、総務省はこの給与改定について、特別に通知を出したときに触れているんです。改定の実施時期も含めて、常勤職員の給与改定に準じることを基本とするとの通知を示しております。これが昨年の5月2日のことです。そして、10月2日付の

総務副大臣通知でも強調されております。

本日御出席されている船橋市の副市長は総務省からいらっしゃっている方でもございます。協議をきちんとされなかったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） すみません、協議というのは。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 総務省の通知を踏まえて4月に遡って給与改定をするということについて、管理者ときちんとそういった話し合い、情報交換とかはされなかったんですか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 当然、相談、協議させていただいた上で決定しております。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） そういうことであれば非常に残念だなと感じます。

ちなみに関係4市全て、会計年度任用職員さんについては、4月に遡及改定されなかったんでしょうか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 関係4市とも遡及しておりません。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 実は自治労連、労働組合がこの点調査をしております。昨年11月の全国調査では、4月に遡って遡及改定する自治体が全国の自治体の30.3%。しかし、今年1月の発表では54.9%に上っていると。だんだん伸びてきているわけですね。私は、このまま遡及改定しないというのは同一労働同一賃金という趣旨に反するんじゃないか、そもそも差別でないかと思うんですけれども、四市複合事務組合としては差別という意識があるのかなのか、お伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 状況等を鑑みて判断したところだと考えております。

以上です。

○6番（松崎さち議員） 差別かどうか。

○議長（成田忠志議員） 管理次長。

○管理次長（谷内悟朗） 差別という認識ではございません。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） そういう認識でないとしても、はっきり言って差別的な扱いだと考えます。よくこの問題で遡及改定しない理由として、会計年度任用職員さんたちは扶養の範囲内で働きたい方が多いので、これをやっちゃうとかえってまずいんだというお話が出てくることもあるんですけども、ここの組合の状況はどうか、お伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 今現在、三山園のほうでは、今年度、扶養の範囲内で働きたいという5人の方がいらっしゃいました。来年度から勤勉手当が支給されるということにつきまして、労働時間等、話し合いをいたしました。その際に、来年度は扶養を外れてもいいというような回答をいただいて、先ほどの43人全員、勤勉手当の支給対象という形になっております。

以上でございます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） そうすると、今働いておられる会計年度任用職員43名の皆さんが扶養の範囲から外れて構わないと。そこは気にならないということですから、やはりこれはきちんとやっていくべきではないかなと思うんです。

財源についても、ちゃんと保障されているという点について指摘しておきたいと思います。会計年度任用職員の給与遡及に対する財源の確保について、総務大臣が11月29日の国会で答弁しているんですけれども、令和5年度補正予算により増額した地方交付税の増額交付の中で対応することとしていると。実際、今、船橋市議会が開会していますけれども、地方交付税の増額交付ということで補正予算計上されております。

日本共産党の伊藤岳参議院議員の事務所がこれを調べましたら、総務省は会計年度任用職員の給与遡及と期末手当に必要な額は331億円であると示しています

ので、しっかり全国で措置されていると。ここまできちんとされているわけですし、そうすると地方交付税、流用していると言われても仕方ないと思うんですね。ほかのところに使っちゃっていると。道理が合わないんじゃないかと思えますけれども、改めて遡及改定、昨年の4月に遡って会計年度任用職員さんたちの給与は改定すべきじゃないかと思うんですけれども、御見解をお伺いいたします。

○議長（成田忠志議員） 事務局長。

○事務局長（白土太） 今年度につきましては遡及しなかったということですが、今後、他の自治体の動向を注視して検討していきたいと思えます。

○議長（成田忠志議員） 松崎議員。

○6番（松崎さち議員） 今、千葉県もそうですし、県内でも半分の市町村は遡及改定しているということですので、ぜひ見ていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（成田忠志議員） 他に質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員） これより討論に入ります。

なお、討論がある場合は反対討論と賛成討論を交互に行います。

討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 討論がありますので、まず、反対討論を行います。

反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 次に、賛成討論を行います。

賛成討論の方の発言を許します。

松崎議員。

○6番（松崎さち議員） では、賛成の立場で討論を行わせていただきます。ただ、意見をつけさせていただきます。

先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、常勤職員は昨年4月に遡って給与改定が行われたにもか

かわらず、会計年度任用職員は今年2月支給分からというのは差別的扱いであり、至急改善していただきたいと思えます。

日本自治体労働組合総連合が先月末に発表しました給与改定調査の結果によりますと、4月に遡って支給する自治体が54.9%に上っております。四市複合事務組合が勤勉手当の支給月数を常勤職員と同一にした、これは当然だと思えますけれども、遡及改定については、国が財政措置をしているにもかかわらず行わないというのは非常に遺憾でございます。私自身、女性として怒りを感じざるを得ません。

同じく差別的扱いをしている船橋市に昨日確認いたしましたら、市の総務部が他市の情報を集めているということでもございました。四市においてもぜひ確認していただいて、一刻も早く改善するよう強く求めまして、賛成討論といたします。

○議長（成田忠志議員） 他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（成田忠志議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（成田忠志議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（成田忠志議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（成田忠志議員） 次に、日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に林としのり議員及び谷岡隆議員を指名します。

○議長（成田忠志議員） 以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全部終了しました。

○議長（成田忠志議員） これをもちまして、令和6年第1回四市複合事務組合議会定例会を閉会します。

ありがとうございました。

午後5時閉会

[出席者]

◇出席議員（12人）

議 長	成 田 忠 志
副議長	央 重 則
議 員	芝 田 裕 美
	針 貝 和 幸
	つまがり 俊 明
	鈴 木 心 一
	林 としのり
	松 崎 さ ち
	塚 本 路 明
	服 部 友 則
	谷 岡 隆
	宮 本 泰 介

◇説明のため出席した者

管 理 者	松 戸 徹
副 管 理 者	西 水 徹
会 計 管 理 者	大 澤 孝 良
事 務 局 長	白 土 太
管 理 次 長	谷 内 悟 朗
しおかぜホール茜浜斎場長	鶴 岡 拓 人
代 表 監 査 委 員	栗 林 紀 子

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	成 田 忠 志
四市複合事務組合議会議員	林 としのり
四市複合事務組合議会議員	谷 岡 隆